

エイワ税理士法人 事務所ニュース

エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-23-1881
FAX : 0267-23-4466

ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

株式会社英和コンサルティング

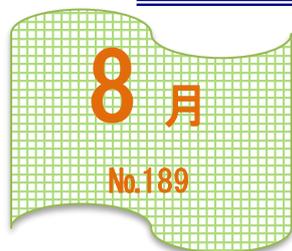
小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-46-8750
FAX : 0267-23-4466

東京事務所 東京都港区西新橋 1-22-14 10F
TEL : 03-6273-3672
FAX : 03-6273-3673

長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555
クレスビル 302
TEL : 026-219-3840
FAX : 026-219-3841



上田市 笠原工業旧常田館製糸場 五階繭倉庫



I. 所長より 韓国と日本の経済の最近の動き	P 1
II. 区分記載請求書等保存方式について	P 3
III. 個人版事業承継税制	P 5
IV. 定期保険等の税務取扱	P 7
V. シリーズ：働き方改革 (4)	P 9
VI. 産業医から見た働き方改革	P 10
VII. 所長講座 不正防止のために 其の7 架空循環取引	P 12
VIII. 「モニタリング情報サービス」を利用しよう!!	P 14
IX. 消費税引き上げ対応セミナーを行いました	P 14
X. 新入職員の紹介	P 15
事務所カレンダー	P 16



先月号でドイツ銀行を取り上げましたが、バットカンパニーの設立による不良債権の切り離しと、約 1.8 万人のリストラで危機を乗り越えたようです。その破綻はリーマンショック以上の危機をもたらすと言われていたので一安心ではありますが、株価は相変わらずですね。



さて今回は、韓国との経済について少し触れてみます。GSOMIA 破棄で、新たな段階になった韓国と日本の関係、韓国中央日報エコノミストを東洋経済が翻訳して載せている記事などに、いくつかの情報も加味しながら書いてみます。

1. 訪日韓国人の減少

8 月 21 日発表の 7 月の訪日韓国人数は前年比 7.6% の減に留まったものの、日韓関係の悪化がエスカレートする前の予約客が大半であるため、8 月以降影響は拡大する見込み。韓国の旅行会社では、予約客が半減しているとの報道も。

インバウンド消費は、西日本を中心に 3000 億円減少するとの計算も。しかし、日韓間の定期航空は 91% が韓国の航空会社が運営しているため、韓国経済にも悪影響が。(日本総研レポートより)



2. 日本製品不買運動

最初に不買運動が大きく報道されたのは、2013 年に竹島問題で日本製品不買運動が行われたときでした。この運動は、600 万人が加盟すると言われていた小売業者の団体が呼びかけており、3 月 1 日の集会には 200 人が集まった。

今回は、ホワイト国の適用除外に対し「ノーノー・ジャパン」いうリストが、韓国のネットで出回った。ターゲットにされた主な商品は、日本産ビール・ユニクロの衣料品、日本への旅行など。

しかし調べてみると、不買運動は教科書問題などで何回も繰り返されており、時期が立てば終焉し、効果がなかったことを証明しています。また運動の首謀者は常に政府の支持者が背後におり、今回も文大統領の熱烈支持者が背後にいるようです。次のような記事もありました。

「例えば、韓国で日本製品を売っているお店の経営者は韓国人ですからね。日本への航空便の本数を減らすそうですが、韓国の航空会社にとっても痛手。韓国に 6 社ある LCC の国際便のうち、約 4 割が日本行きの路線でしたから。また、韓国政府は海外就職を希望する求職者のための説明会から日本を除外、9 月に開催予定だった日本企業を中心とした海外就職博覧会もキャンセルとなりましたが、これで一番困るのは韓国の求職者ですよ。ネット上では、こうした一連の韓国の施策を『セルフ経済制裁』と揶揄しています」(週刊誌記者)

3. 韓国の対日貿易収支は大幅赤字

① 対日貿易収支の赤字幅は想像を超える規模。韓国貿易協会によれば、1965 年の国交正常化以降、2018 年までの 54 年間で赤字は 6045 億ドル(約 64 兆円)。黒字になったことは一度もなく、特に 2004 年以降は毎年 200 億ドル以上の赤字が続いており、2018 年も 240.8 億ドルの赤字になり、韓国の貿易相手国のうち、対日赤字が最大。

② 赤字が多いのは原子炉・ボイラー・機械類 85.7 億ドル、電気機器・録音機・再生機 43.3 億ドル、光学機械・精密機器 35.7 億ドルとなっており、輸入額が大きいものとしては、半導体製造装置 52.4 億ドル、CPU・メモリー等 19.2 億ドル、精密化学原料 19 億ドル、プラスチックフィルム・シート 16.3 億ドルなど、すべて韓国が大きなシェアを持つ半導体とディスプレイの核心的部品と素材。

③ 2000 年代以降の赤字急増の理由

つまりこれらは不買運動の対象である「消費財」ではなく「産業材」である。韓国の輸出における日本のシェアはたった 5.3%。韓国にとっては急成長した中国が主要輸出先となった。

1970 年代から中間財を海外から輸入し、国内で組み立てる加工貿易中心の輸出戦略を駆使した韓国は、中間財を地理的に近く、技術力と資本力を兼ね備えた日本企業にすべて依存せざるをえなかった。

また輸入においても、日本からは 11.5%に減少している。しかし、中小企業等を育て部品と素材の日本への依存度を下げることが、アジア危機とリーマンショックなどで出来ず、日本に頼った結果が、2000 年～2010 年代の巨額な対日貿易赤字の原因。

4. ウォン暴落・株安

外国為替市場において今月 5 日、対ドルで危険領域と言われている 1220 ウォンを突破、3 年 5 か月ぶりの安値を付けた。また、対円でも 3 年ぶりの安値水準。ウォン安は通常、輸出国にとっては天の恵みだが、「今の韓国にとってウォン安は、歓迎すべき事態ではない。対ドルで 1300～1400 ウォンまでウォン安が進むことは、金融危機が目前に迫っていることの予兆だ」（元週刊東洋経済編集長：勝又氏、以下同）

① 過去 1 ドル＝1400 ウォンを突破したのは、2008 年のリーマンショック時、そして 1997 年～98 年に IMF の支援を受けた悪夢の時期だけ。

「外資は株を売って逃げているが、韓国政府はこうした時に助けてくれる日本政府とケンカをしまっている」「主要な上場企業の上半期の営業利益は、前年と比べて約 40%落ち込んでいる。格付け会社は韓国企業の大量格下げを警告しており、韓国全体の格下げを招く状況」

② 韓国は中国への依存度が高いが、中国もアメリカとの貿易戦争、また中国銀行が抱える不良債権が膨らみ余裕がなく、韓国を助ける余裕はない。さらに米財務省が中国を「為替操作国」と指定し、当の韓国も米財務省に不透明な為替介入を指摘されて身動きできない。

5. 日韓スワップ交渉停止

今年 2 月 14 日にあったこの件を思い出しました。当時はそれほど大変なこととは思わなかったのですが、ウォン安が危険水域になって、さらに軍事協定を破棄して米国を怒らせたことで通貨危機が現実味をおびてきました。

韓国が IMF 管理となったとき、アメリカ・中国・日本が通貨交換(スワップ)で韓国を救済した。このスワップ協定の交渉が今年 2 月に決裂したわけです。通貨スワップは、どちらかの国が通貨危機などに陥った場合、もう一方の国がお金を融通する仕組みです。

① 交渉した麻生太郎大臣が 1 月 10 日の閣議後の会見で「信頼関係でなりたっていますので、約束した話を守られないと貸した金も帰ってこない可能性もある。私どもとしては少なくとも

スワップやるやらないの話で信用ができあがらなくなっている。難しくなっている」と発言したことに反発し、

「いきなり『何とかしてくれ』って言ったってできませんので、ちゃんとそういうものを持つとかないと（と言ったが、韓国側は）『いや、大丈夫だ。借りてくれって言うなら借りてやらん事もない』ってことだった。せせら笑って喧嘩したな、あの時、切ったのは向こう。こっちは何回も言った。」と。

- ② 1月28日の中央日報日本語版は「韓国は『第二のIMF危機可能性に備えるべき』とするコラムを掲載、経済状況は1997年のIMF危機の時より悪い」と警告をならした。

自ら通貨スワップというセイフティガードを外し、反日感情を利用して経済悪化の政策ばかりに突っ走る文政権、経済に関する長期戦略あつての政策とはとても思えません。



II. 区分記載請求書等保存方式について

消費税の増税も、間もなくとなりましたが、皆様準備の方はお済みでしょうか？

今回は消費税増税と同時に今年10月1日から導入される区分記載請求書等保存方式についてお知らせいたします。区分記載請求書等保存方式は現行の請求書等の記載事項に「軽減税率対象の売上有る場合はその旨」「税率ごとの合計額（税込）」の二つの記載事項を追加する必要があります。具体的には下記の様な様式となります。



(1) 区分記載請求書の例

請求書		
(株)〇〇御中		令和元年11月10日
10月ご請求額	130,000円 (税込)	
10%対象合計 (税込)	22,000円	● 税率ごとの合計額(税込)
8%対象合計 (税込)	108,000円	
日付	品目	金額
10月2日	小麦粉 ※	10,000円
10月2日	牛肉 ※	60,000円
10月9日	キッチンペーパー	20,000円
10月9日	豚肉 ※	30,000円
※は軽減税率対象		● 軽減税率対象の売上げがある場合はその旨
(株)△△商事		

また、令和5(2023)年10月1日からは、区分記載請求書に記載事項を追加した適格請求書等保存方式(インボイス方式)が導入されます。

適格請求書には、さらに「適格請求書発行事業者の登録番号」「税率ごとに合計した対価の額(税込又は税抜)及び適用税率」「税率ごとに合計した消費税額」を追加記載する必要があります。具体的には下記の様な様式となります。

(2) 適格請求書の例

請求書																	
		令和元年11月10日															
(株)〇〇御中																	
10月ご請求額		130,000円(税込)															
● 10%対象合計 ● 8%対象合計	20,000円(税抜) 100,000円(税抜)	消費税2,000円 消費税8,000円															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">日付</th> <th style="width: 60%;">品目</th> <th style="width: 25%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月2日</td> <td>小麦粉※ D</td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> </tr> <tr> <td>10月2日</td> <td>牛肉※ D</td> <td style="text-align: right;">60,000円</td> </tr> <tr> <td>10月9日</td> <td>キッチンペーパー</td> <td style="text-align: right;">20,000円</td> </tr> <tr> <td>10月9日</td> <td>豚肉※ D</td> <td style="text-align: right;">30,000円</td> </tr> </tbody> </table>			日付	品目	金額	10月2日	小麦粉※ D	10,000円	10月2日	牛肉※ D	60,000円	10月9日	キッチンペーパー	20,000円	10月9日	豚肉※ D	30,000円
日付	品目	金額															
10月2日	小麦粉※ D	10,000円															
10月2日	牛肉※ D	60,000円															
10月9日	キッチンペーパー	20,000円															
10月9日	豚肉※ D	30,000円															
※は軽減税率対象																	
		(株)△△商事															
		登録番号T〇〇〇〇〇〇															

令和5年10月からは、登録番号の記載が必要

1. 自社請求書の様式を確認してみましょう

現行の請求書に以下の事項が記載されていれば、10月以降の請求書に対応しています。

- A 適用税率（10%、8%）が記載されているか？
- B 税率ごとに税抜（又は税込）金額を集計できるようになっているか？
- C 税率ごとに消費税額を集計できるようになっているか？
- D 軽減税率の対象品目がある場合に、そのことが判別できるようになっているか？

適格請求書の記載事項は、区分記載請求書の記載事項の要件を満たしているため、適格請求書に対応した様式であれば区分記載請求書として扱われます。

具体的な内容の違いは、以下の通りです。

帳簿保存方式	区分記載請求書等保存方式	適格請求書等保存方式
令和元年9月30日まで	令和元年10月1日～	令和4年10月1日～
・発行者の氏名又は名称	・発行者の氏名又は名称	・適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
・取引年月日	・取引年月日	
・取引内容	・取引内容（軽減税率の対象品目である場合はその旨）	
・取引金額（税込）	・取引金額（税率ごとに合計した対価の額（税込））	・取引金額（税率ごとに合計した対価の額（税込又は税抜）及び適用税率
・受領者の氏名又は名称	・受領者の氏名又は名称	
—	—	・税率ごとに合計した消費税額

10月1日以降の区分記載請求書と4年後の適格請求書と2段階での対応が必要になり、企業にとっては二度手間と言えます。

2. 相手から記載事項が不十分な請求書を受け取った場合

10月1日以降、取引の相手先が発行する請求書等は、区分記載請求書等保存方式の記載要件

を満たしているはずですが、相手先の対応の遅れなどによって、記載事項が不十分な請求書等を受け取る可能性があります。このようなケースでは、受け取った側において、必要な記載事項を追記することが認められます。(令和4年9月30日までの措置)。

3. 適格請求書が受け取れなかった場合

適格請求書を発行出来るのは、適格請求書発行事業者のみであり、適格請求書発行事業者は消費税の納税義務者でなければなりません。例えば現在個人事業主の方に、お仕事を依頼したり商品を買った場合に、相手が納税義務者でなく適格請求書発行事業者でない場合には、適格請求書を受け取れず、消費税の仕入税額控除が一部受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。(2026年9月末までは仕入税額の20%が、2026年10月から2029年9月末までは仕入税額の50%について仕入税額控除が受けられなくなります)

(副所長 佐藤英介)

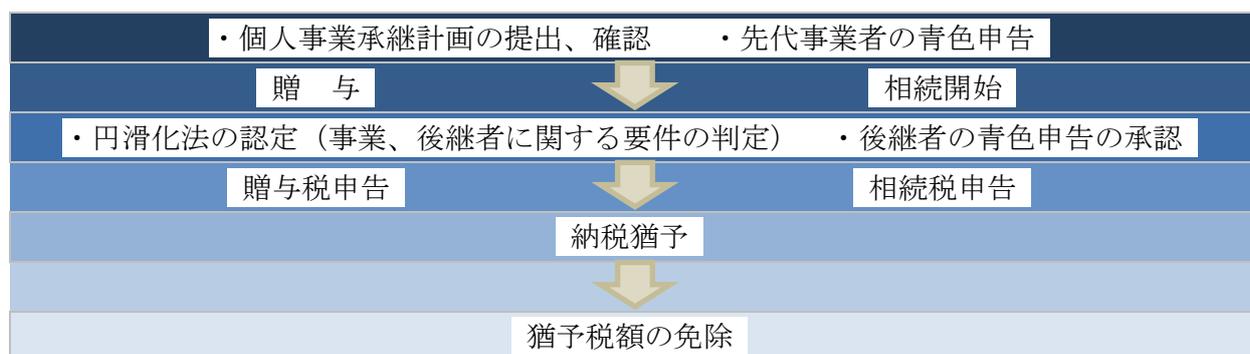


Ⅲ. 個人版事業承継税制

2019年度税制改正により、「個人版事業承継税制」が創設されました。個人事業者の事業承継を促進するため、10年間の限定で、事業用の土地、建物、及び一定の減価償却資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する制度です。この猶予された相続税・贈与税については、後継者の死亡など一定の要件を満たすことにより納税が免除されます。

制度の概要は以下の通りです。

制度の主な流れ



対象となる贈与又は相続等

❖ 平成31年1月1日から令和10年12月31日までに先代事業者から贈与・相続等によりすべての**特定事業用資産**を取得した場合が対象となります。

❖ **資産管理事業(不動産貸付業など)、性風俗関連特殊営業は対象外**です。

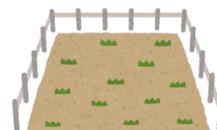
❖ 上記対象期間内で、対象となる贈与・相続開始の日から1年を経過する日までの間であれば、その先代事業者と生計を一にする親族からの特定事業用資産の贈与についてもこの制度を適用することが可能です。



特定事業用資産

☞ 先代事業者（贈与者・被相続人）が開業届を提出し、青色申告により行っていた事業に係る次の資産で、贈与・相続等の日の属する前年分の青色申告書の貸借対照表に記載されていたものが対象となります。

- ① 宅地（400 m²まで）
- ② 建物（床面積 800 m²まで）
- ③ ②以外の減価償却資産で次のもの
 - ・固定資産税の課税対象となっているもの
 - ・自動車税、軽自動車税の営業用の標準税率が適用されるもの
 - ・その他、貨物運送用などの自動車、乳牛・果実等の生物、特許権等の無形固定資産



後継者の主な要件

☞ 【贈与税】

- ・贈与日において 20 歳以上であること。
- ・贈与日まで 3 年以上特定事業用資産に係る事業に従事していたこと。

☞ 【相続税】

- ・相続開始の直前において特定事業用資産に係る事業に従事していたこと（先代事業者が 60 歳未満で死亡した場合を除く）。
- ・特定事業用宅地等について小規模宅地等の特例を受けないこと。

個人事業承継計画の提出、確認

☞ 個人事業承継計画は、後継者候補の氏名や事業承継の予定時期、承継時までの経営見通しや事業計画等を記載するものとなります。その内容について税理士等の認定経営革新等支援機関が指導及び助言を行った後、その所見を記載して都道府県庁へ提出し、確認を受けます。

☞ 相続の場合は、相続開始後に提出することが可能ですが、贈与・相続等が発生していない場合でも令和 6 年 3 月 31 日までに提出し、確認を受けることが必要です。

経営承継円滑化法の認定

☞ 特定事業用資産の取得時に、後継者、先代事業者等が経営承継円滑化法の要件を満たしていることについて都道府県知事の認定を受けます。



税務署への申告・手続き等

- ☞ 事業承継後、後継者の開業届出書、青色申告承認申請書を提出します。
- ☞ 相続税・贈与税の申告書及び一定の書類を提出期限までに提出します。
- ☞ 納税猶予額とその利子税の額に見合う一定の担保を提供する必要があります。
- ☞ 制度適用後 3 年ごとに「継続届出書」を提出します。

納税猶予継続要件

☞ 申告後も事業を継続し、特定事業用資産を継続保有することが必要です。事業を廃止す

るなど、一定の場合には、納税が猶予されている税額の全部、または一部について利子税と合わせて納付する必要があります。

猶予税額の免除要件

- ☞ 納税が猶予されている税額が免除される主な要件は、以下の通りです。
- 後継者が死亡した場合
 - 贈与者が死亡した場合（贈与税のみ）
 - 贈与税申告期限から5年経過後に次の後継者へ特例受贈事業用資産を贈与し、その後継者がその特例受贈事業用資産について本制度の適用を受ける場合
 - その他、破産手続き開始の決定、やむを得ない理由（障害、介護認定等）により、事業を継続することができなくなった場合など

以上が、制度の概要となりますが、贈与・相続等の内容によっては、他にも満たさなければならない要件や必要な手続きなどがございます。詳細は監査担当者までご相談ください。

（監査部第1課）



IV. 定期保険等の税務取扱

金融庁からの見直しが通達されたことにより、今年の3月より生命保険各社からの販売が停止されていた法人契約の定期生命保険等の取扱について、先月、国税庁より「定期生命保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いに関するFAQ」が公表されました。今回は、その概要についてお知らせ致します。

税務取扱見直しのポイント

1. 新設ルールの創設

●対象となる保険商品

以下に該当する場合には、新ルールが適用されます。

- ・契約形態 : 法人契約(被保険者: 役員または従業員)
個人事業主契約(被保険者: 従業員)
- ・保険期間 : 3年以上
- ・保険種類 : 定期保険・第三分野保険

※第三分野とは、生命保険（第一分野）と損害保険（第二分野）の中間に位置する保険のことで

医療保険、がん保険、介護保険、障害保険などさまざまな種類があります。

●適用時期

- ・契約日が2019年7月8日以後の契約にかかる保険料について適用されます。

※新契約のほか、2019年7月8日以後の更新、保険給付のある特約の中途付加、転換、払済保険への変更があった場合は、以後の保険料について新ルールが適用されます。

※契約日が2019年7月7日以前の契約には遡及して適用されず、従来の税務取扱が適用されます。

2. 新ルールの経理処理

新ルールでの経理処理は、以下の通りです。



- ピーク時返戻率が **50%以下** (解約返戻金がない場合を含む)
契約年齢や保険期間の長さによらず、**全額損金算入**可能です。
- ピーク時返戻率が **50%超 85%以下**
 - ① ピーク時返戻率が **50%超 70%以下**の場合
 - ・資産計上期間(保険期間の4割)は支払保険料の「4割資産計上(6割損金)」
 - ・保険期間の7.5割経過後から「資産計上額を取崩」
 - ・資産計上期間と取崩期間の間は、全額損金(資産計上額の取崩は無し)

※被保険者一人あたりの年換算保険料相当額が30万円以下であれば、全期間を通じて全額を損金算入することが可能です。
 - ② ピーク時返戻率が **70%超 85%以下**の場合
 - ・資産計上期間(保険期間の4割)は支払保険料の「6割資産計上(4割損金)」
 - ・保険期間の7.5割経過後から「資産計上額を取崩」
 - ・資産計上期間と取崩期間の間は、全額損金(資産計上額の取崩は無し)
- ピーク時返戻率が **85%超**
 - ・保険期間の当初10年間は支払保険料の「ピーク返戻率×9割」、それ以降は支払保険料の「ピーク時返戻率×7割」を資産計上(当期分支払保険料の額を限度とします。)
 - ・解約返戻金額が最も高くなる時期(払戻金額ピーク)から「資産計上額を取崩」
 - ・資産計上期間と取崩期間の間は、全額損金(資産計上額の取崩は無し)

3. 契約内容の変更があった場合の取扱い

契約日が2019年7月8日以後の契約で、契約内容の変更があった場合、当該変更以後の期間については、変更後の契約内容(ピーク時返戻率)に基づいて経理処理をします。また、契約当初から変更後の契約内容で加入していたものとして資産計上額を計算し、差額を調整します。

■当通達において「契約内容の変更」に当たるもの

- ・払込期間の変更(全期払(年払・月払)を短期払に変更する場合等)
- ・保険料払込免除特約の付加・解約
- ・保険金額の増額、減額または契約の一部解約に伴う高額割引率の変更により解約

■返戻率が変動する場合

- ・保険期間の延長・短縮

また、以下のような変更については「契約内容の変更」には当たりません。

- ・払込方法の変更(月払を年払に変更する場合等)
- ・払込経路の変更(口座振替扱いを団体扱いに変更する場合等)
- ・前納金の追加納付
- ・契約者貸付
- ・保険金額の減額(部分解約)

詳細につきましては、監査担当者までお問合せください。

(監査部第4課)



V. シリーズ：働き方改革（4） 時間外労働の上限規制

今回は時間外労働の上限規制についてお話したいと思います。

1. 法定時間外労働と法定休日労働

労働時間については、労働基準法第 32 条によって、1 日 8 時間・1 週 40 時間以内と定められており、これを超えた分が法定時間外労働となります。また、同様に休日については毎週 1 日以上の休日を設ける必要があり、これを法定休日といいます。この他に企業が法定内で任意に定める所定時間外労働と所定休日労働がありますが、働き方改革法における時間外労働と休日労働は、法定についての規制となります。

2. 施行のポイント

これまでも時間外労働については 36（サブロク）協定と呼ばれる労使協定を結び、労基署にこれを届け出ること、

- 1) 原則、月 45 時間かつ年 360 時間
- 2) さらに特別条項を 36 協定の中に付加した場合、その合意の範囲内で上限なく時間外労働を行うことが可能
- 3) 罰則なし

となっていました。しかし改正後は、

- 1) 原則、月 45 時間かつ年 360 時間
- 2) 特別条項を付加した場合も上限あり
 - ①時間外労働が年 720 時間（休日労働時間を除く）
 - ②時間外労働と休日労働の合計が月 100 時間未満
 - ③時間外労働と休日労働の合計について、
2 か月、3 か月、4 か月、5 か月、6 か月それぞれの平均が 1 月 80 時間内
 - ④時間外労働が月 45 時間を超えることができるのは年 6 か月まで
- 3) **罰則あり**（6 か月以下の懲役または 30 万円以下の罰金）

となり、原則の上限時間は変わらないものの、かなり細かい・厳しい規制となりました。

3. 違反の事例検討

改正の内容や見方が分かりづらいので、いくつかの事例で考えたいと思います。

下表 A に事例をまとめました。起算日が 1 月からになっていますが、実際に皆さんが検討する場合は、36 協定で届け出た起算日から 1 年間となります。また、いずれも法定上限いっぱいの特例条項の合意があるもとし、事例 4 には年間で 48 時間の法定休日労働が含まれているものとします。



(表A)

月	時間外労働時間数											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
事例1	30	25	45	110	10	13	24	30	18	32	44	15
事例2	90	80	45	30	10	13	24	30	18	32	44	15
事例3	46	48	50	48	50	52	47	30	18	32	44	15
事例4	44	95	44	85	70	44	43	95	43	79	79	44

○ 事例1

事例1は4月が100時間を超えていますので②の上限規定に違反します。

○ 事例2

事例2は、単月で100時間を超える月はありませんが、1月と2月の2か月平均が85時間で80時間を超えてしまっているため③の上限規定に違反します。

○ 事例3

事例3は単月100時間、2～6か月の平均が80時間をそれぞれ超えてはいませんが、45時間を超える月が7か月あり、6か月を超えてしまっていますので④の上限規定に違反します。

○ 事例4

事例4は単月100時間、2～6か月の平均が80時間を超えておらず、45時間以上の月も6か月を超えていませんが、年間の労働時間が721時間で720時間を超えています。したがって①の上限規定に違反する可能性があります。この場合48時間の法定休日労働が含まれていますので $721 - 48 = 673$ 時間となり、規定違反とはなりません。

以上事例を見て頂きましたが、特別条項を付けた場合、複数の上限規定について留意する必要があり、さらに年間の時間数は、時間外と休日労働を分けて考える必要があるなど、これまでに比べるとかなり管理が煩雑になることがお分かり頂けると思います。

つい対応を後回しにしてしまいたくなるようなところですが、罰則規定が付けられたこと、また働き方改革関連法の目玉の一つであることなどから、労働基準監督署の指導も厳しくなることが予想され、早急な対応が必要です。

大企業はすでに適用となっていますが、中小企業は来年2020年4月からの施行となります。今一度現状の把握をされ、十分な準備対応をされることをお勧めいたします。



(シリーズ完：総務課)



VI. 産業医から見た働き方改革

大切なのは、働く時間だけではなく、疲労感？！

電通の改革計画では、総労働時間を80%まで削減し、新しく生み出された20%の時間で、「心身のコンディション向上」「多様な体験・学習」を支援して社員一人ひとりの成長を促す等の発表をしました。これについて、日本ストレスチェック協会代表理事で、産業医として多くの働く人と面談してきた武神健之（たけがみけんじ）氏は、次のようなコメントをしています。興味深い内

容でしたので、まとめてみました。

長時間労働を減らしたら、ライフワークバランスが実現するのか、仮に社員の労働時間を 80% にしたら、新たに生み出された時間で、社員一人ひとりの自己成長が促されるのかの問いに「No」だと考える。

なぜなら、長時間労働で病気になる人もいれば、ならない人もいる。絶対的な長時間労働は健康を害する確率を高めるが、短時間でも病気になるし、長時間でも大丈夫なこともあり、労働時間の長短では説明ができない要素がある。



1. 働き方改革を進めるのに大切なのは、働く時間だけでなく疲労感

過労死や過労により病気になるには、「疲労度」が大きく左右すると感じている。ただし、疲労度は主観的な感覚なので、取扱いが難しい。それよりも数値化できて客観的で比べやすい「時間」という基準が使われているのが実情ではないか。



大切なのは長時間労働や疲労を生み出している働き方

では、働き方改革とは何か。

働き方 = やりがい × 裁量権 (コントロール度)

やりがい … 仕事で自己成長を感じているか、職場からの評価を感じているか、なぜ自分がその職場で働いているのかの意味を認識しているか。

裁量権 … 自分で決めたり、選ぶことができる範囲が大きい人ほど、疲労度は少ない傾向にある。

どの仕事を同僚や部下に任せて、自分は何に集中するかを選択できる人、自己決定権が大きい人は、遅くまで働いてもストレス度は少ない傾向にある。また、新入社員は日々成長を実感できるので、比較的疲労感がたまりにくい。ベテランも周囲の評価が感じられる場合はよい。

2. 働き方改革の方法は？

では、働き方改革の方法は、あるのか。長時間労働の根本的な原因は、会社や部署で異なるので、長時間労働を減らしたい、働き方改革をしたいという目的は同一でも、方法論や実現可能性は本当に異なる。長時間労働を減らすためには、企業の部署ごとに具体的対策をたてて実践し、成果があった取組み事例を社員で共有し、一部修正して他部署で実践していくというような、地道なサイクルしかない。

社員が元気に働くには、社員が仕事にやりがいを感じて、ある程度任されていること、また、貢献していることや評価されていること等が、感じられることがポイントのようです。

確かに、やりがいの点では、京セラの稲盛和夫氏は、新入社員の頃、会社倒産の危機の中、最後には会社に泊まり込み、研究に没頭し、新しいセラミックを開発したことで知られています。これも新しい開発に対する強い意志があったからでしょうし、ホンダやソニーにしても日本の技術の発展を支えたのは、このような先人の仕事に対する強い思いでしょう。



一方、先日、若い会計士と話す機会がありました。転職したばかりの彼は、「実際にやる仕事は、殆どコピー取りの作業ばかりで、大変な思いをして資格を取ったのに…、心が折れそうだ」と話していました。これは、やりがいもなく、裁量権もないので、残業は殆どないようですが、とても疲労度が高い働き方になってしまっていると言えるでしょう。

合理化により労働時間を短縮することは、もちろんですが、もう一つ、疲労度という観点からも働き方を考えたら、より働き方改革が進むように思います。

(総務課)



Ⅶ. 所長講座 不正防止のために 其の7 架空循環取引

循環取引とは「連続する売買契約において、最初の売主と最後の買主が同一となる取引」と定義されています。もちろん、売った後で品不足になり買戻すということもあるので、すべての循環取引が問題視されるわけではありません。問題なのは、売上や利益の水増しを狙って行う、実態を伴わない架空取引です。この問題は古くから存在し、かつ大型取引として、大きな企業が倒産する要因として新聞をにぎわしています。今回は新聞をにぎわした大型事件について、いくつかを振り返ってみましょう。



1、東芝バイセル取引

バイセル取引とは、メーカーが部品の加工を製造委託先に委託するときに一度売却をして、完成してから買い戻す取引ですが、東芝では期末の売却時に異常に高い金額で売却し、架空利益をねん出していました。本来は、未実現利益としてマイナスしなければならない利益が、2013年度には842億円にも達していたとの事。この不正を当初東芝は、上司への忖度というか、利益を計上することを半強制的に要求されて、部下が勝手にやったことと逃げようとしたが、これが命取りになったわけです。

2、メディア・リンクス事件

大阪市に本社を置く、大阪証券取引所へラクレス市場上場会社であり、情報処理システムの販売・サービス提供を行うシステム事業等を行っていた。2003年3月決算の公表売上高165億円に対し、140億円の粉飾決算が発覚。IT業界における資金循環取引による不正会計が大きく取り上げられることとなった発端の事件。

IT業界の主要企業をほとんど網羅する形で最終的に約20社が架空取引に参加しており、中でも伊藤忠テクノサイエンスの元社員は架空取引指南で数千万円の指導料を受領しその後逮捕起訴され、伊藤忠テクノも5年間で221億円の売上減額の決算訂正をした。

2004年5月1日に適示開示規則違反で上場廃止。その後、同年10月に元社長がインサイダー取引で逮捕・起訴。役員が風説の流布で逮捕・起訴。さらに元社長が有価証券報告書の虚偽記載で逮捕・起訴された。

3、プロデュース事件

新潟県長岡市に本社を置く、ジャスダック市場上場会社であり、製造装置等の製造・販売を主

たる事業として営んでいた。実際には赤字であったにも拘わらず、循環取引によって売上と利益をかさ上げし、虚偽の有価証券届出書を提出して2005年12月にジャスダックに上場。この公開直前の循環取引による粉飾売上・利益計上が監査法人の指導により行われたという特異な事件。

前社長は懲役3年と罰金1,000万円、会計監査人であった公認会計士は懲役3年6ヶ月の実刑。また粉飾時の監査法人を吸収合併した東陽監査法人に約6億円の損害賠償の判決。

4、加ト吉事件

2007年5月、東証一部上場の冷凍食品大手であるが、加藤会長のワンマン経営による、対前年超必須の売上至上主義の弊害。元常務が主導して水産事業本部で架空循環取引が行われた。6年間で985億円の不正取引。元光という親密貿易会社が共犯格で循環取引には32社が参加していた。中でも上場会社の岡谷鋼機は約50億円の商品売買代金の支払いを求めた裁判を起し東京地裁は50億2千万円の支払いを命じた。

スポンサーによる買収によって上場廃止。元常務は特別背任罪で懲役7年。他社の完全子会社となって上場廃止。

5、ニイウスコー事件

日本IBMと野村証券の合併で設立され、その後東証1部上場したシステム販売会社であったが、ワンマン経営、ノルマ主義による弊害があったと言われており、複数の不正スキームを実施した。

売上高274億円、経常利益114億円の過大計上。実体のないスルー取引やリースを利用した架空循環取引、転売先からの買い戻しによる循環取引、不正なクロス取引等、複数の不正スキームを実施していた。システム納入で関係が深い三菱UFJにも見放され、2008年4月に民事再生を申立、6月に上場廃止。

6、アイ・エックス・アイ事件

大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場上場会社であり、システム開発等を主たる事業として営んでいた。インターネット総研が2005年8月に公開買付によりIXIを子会社化。その時点で既にIXIは不正会計を行っていたが、財務DDにおいて不正会計は発見されなかった。IT関連企業約20社が参加した約1000億円の循環取引。IXIは「商流ファイル」と称する取引経路を記したデータを作成して全体をコントロールしていた。商品が実在するかのように装うため、「営業支援システム」といった名称で264枚ものCDを用意するなど、手口は周到であった。2008年6月に元社長ら3名が証券取引法違反（虚偽有価証券報告書提出罪）の罪で起訴された。なおネットワンシステムの元部長が架空循環取引の指南役。

7、メルシャン事件

東証一部上場企業であるが大手飲料会社の上場子会社。主力事業はワインの製造販売だが、傍流である水産飼料事業部で養殖会社との架空循環取引をはじめ、2010年5月に取引先の養殖会社が9億7千万円の売掛金を否認し発覚した。

5年6か月に渡って総額64億7000万円の架空循環取引。監査に際して偽物の飼料を用意して在庫の数量を偽装。親会社による買収で上場廃止。



8、エフオーアイ事件

神奈川県相模原市に本社を置く、東京証券取引所マザーズ市場上場会社であり、半導体製造装置の製造・販売を主たる事業として営んでいた。2009年11月にマザーズ市場に上場した6か月後の2010年5月に証券取引等監視委員会の強制調査が入った。

上場に際して提出した有価証券届出書に記載された連結売上高が約118億5000万円であったところ、実際には3億1900万円しかなく、98%が架空売上高であった。元社長及び元専務を金融商品取引法違反（虚偽有価証券届出書提出罪）で起訴、元社長は懲役5年、専務は懲役4年。



VIII. 「モニタリング情報サービス」を利用しよう！！

「TKCモニタリング情報サービス」は、当事務所で決算書ならびに税務申告書を電子申告により税務署等へ提出すると同時に、電子データで金融機関にも必要な決算関係書類を提供するものです。月次の試算表も提供することができます。

この情報サービスにより、

- ① 税務署等への電子申告と同時に金融機関にも同様の書類が提供されるため、信頼性が高まります。
- ② スピーディなデータ提供で、融資審査が早まります。
- ③ 金融機関に持っていく時間が削減できます。

当サービスは無料です。金融機関との連携を強化できるうえで非常に有用なツールとなりますので、興味のある方は当事務所の担当者へご相談ください。



データで送ります。
お客様の手間は、かかりません。



(自計化担当)

～ 消費税引き上げ対応セミナーを行いました ～

☆ 外部セミナー報告 ☆

去る2019年7月11日、エイワ税理士法人主催の「消費税率引き上げ対応セミナー」を当事務所3F研修室にて開催いたしました。当日は16名の方が参加され、副所長の新貝 育生が軽減税率の概要や区分請求書等保存方式、インボイス、税率引き上げに伴う政府の対策、補助金等について解説をさせていただきました。

エイワ税理士法人では、今後も定期的に税務や経営に役立つセミナーを原則無料で開催して参りますので、機会がございましたら、是非ご参加ください。



新入職員の紹介



くりはらし かのる
栗林 薫
(監査部第4課所属)

昨年11月に入所しました栗林薫と申します。
4年前に小諸市へ移住してまいりました。

入所して10か月が経ちますが、今まで経験のない業務に、毎日が勉強です。幸い、所内の方々が親切にご教授くださり、また事務所からも手厚いサポートがあるので、出来るだけ早く皆様のお役に立てるよう頑張っていきたいと思っております。

今後ともどうぞ宜しくお願いいたします。

監査部第3課所属の瀧本ゆきと申します。
神奈川県から長野県に引っ越してきて、1年5ヶ月です。手芸と登山が趣味です。
先輩方の親切なご指導をいただき精進していく所存です。
一日でも早く皆様のお役に立てるよう一生懸命に取り組みます。
これからよろしくお願ひします。



たきもと
瀧本 ゆき
(監査部第3課所属)



よこい ゆう
横井 優
(監査部第5課所属)

監査部第5課所属の横井優と申します。
今年三月上田情報ビジネス専門学校を卒業して、四月に入所しました。社会人になったばかりで慣れないこともたくさんありますが、事務所の先輩方が優しく指導して下さるので、日々成長を実感しています。

至らないことも多いとは思いますが、どうぞよろしくお願ひ致します。

編集後記

今号の表紙は、上田市の「笠原工業旧常田館製糸場施設」の五階繭倉庫です。国の重要文化財等にも指定され、養蚕が盛んだった当時の雰囲気は今もよく感じられます。

繭倉庫は明治 38 年に建築された国内最高層の木造建築だそうです。操業当時の状態が保存されたまま、なんと現在も笠原工業株式会社様の倉庫として使用されているとのこと。編集委員が見学したときも、繭ではなく、たくさんの発泡スチロールが保管されているのが見えました。(^^)

施設は無料で見学することができますので、皆さんも機会がございましたら是非立ち寄られて見て下さい。なお、今回の撮影・掲載にあたり所有者の笠原工業株式会社様、管理元である NPO 法人絹の文化・蚕都常田館様には快くご協力をいただきました。大変ありがとうございました。



事務所カレンダー

9月	3日(火)	会議・研修日
	21日(土)	営業日
10月	1日(火)	会議・研修日
	12日(土)	事務所研修旅行

◆毎日の朝礼	8:45~9:00
◆会議・研修日	・会議： 午前9:30 ~11:00頃まで
	・研修： 午後1:00 ~ 4:30頃まで

※朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎできませんが、終了後直ちにご連絡させていただきますのでご了承ください。
なお、緊急の場合はお知らせください。